

# 学校いじめ防止対策基本方針

和歌山県立みくまの支援学校  
平成26年 3月12日作成

## (1) はじめに (いじめ防止等のための対策の基本理念)

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにし、またすべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように行わなければならない。加えて、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要である。「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりえるものである」との認識の上にたち、児童生徒の小さなサインを見逃さず、訴えを真剣に受け止め、「いじめは絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫くことを旨とし、日頃から児童生徒・保護者・地域との信頼関係の構築に努め、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。

## (2) 「いじめ」の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

### <具体的ないじめの様態>

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## (3) いじめの未然防止のための取組

### ① 日常的な取組

全校集会及び学部集会などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは

人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

#### ②道徳教育・人権教育の充実

- 1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図り、望ましい人間関係を築くとともに、規範意識や社会性が身につくようにする。
- 2) 体験活動を通し、児童生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況乗り越えるような場면을積極的に設ける。また、他者と深く関わる体験を重ね、コミュニケーション能力を高める。

#### ③生徒会活動の充実

いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進し、児童生徒自身の問題解決能力を高める。

#### ④学級指導の充実

- 1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- 2) はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

#### ⑤授業改善の推進

一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。特に特別支援教育の視点から共同学習やユニバーサルデザインを意識した授業改善に取り組み、児童生徒の学力、社会性、仲間関係の改善や向上を図る。

#### ⑥命を大切にする教育の推進

学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### ⑦教職員の研修の充実

- 1) 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払い、いじめの問題についての校内研修や積極的な研修参加を行う。
- 2) 日々進化するSNSに関する研修を行い、インターネットを通じて行われる「いじめ」に対する対策を推進する。
- 3) いじめの防止等に適切に取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブック等を活用し、年2回（4月・9月）校内研修を行う。

#### ⑧関係機関との連携

日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### ⑨教育相談体制の整備

コーディネーター（主事）を中心として各学部、各学年、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を図る。

⑩児童生徒の「仲間、絆作り」を推進するための年間取組計画

	小学部	中学部	高等部
4 月	入学式 歓迎の集い <b>校内研修</b>	入学式 新入生歓迎会 <b>校内研修</b>	入学式 対面式 <b>校内研修</b>
5 月	遠足 交通安全教室	遠足 交通安全教室	遠足 交通安全教室 修学旅行（3年） 校外宿泊学習（2年）
6 月	防災避難訓練 全校活動 居住地校交流	防災避難訓練 全校活動 校外宿泊学習（全学年） 学校間交流（光洋中）	防災避難訓練 全校活動 現場実習 校内宿泊学習（1年）
7 月	いじめアンケート 校内宿泊学習（高学年）	いじめアンケート	いじめアンケート 非行防止教室 ケータイ安全教室 現場実習
8 月	夏祭り		現場実習
9 月	全校活動 <b>校内研修</b>	全校活動 校内宿泊学習（2年） <b>校内研修</b>	全校活動 支援体連ソフトボール大会 現場実習 <b>校内研修</b>
10月	運動会 修学旅行 学校間交流（三輪崎小） 居住地校交流	運動会 修学旅行 学校間交流（光洋中）	運動会 支援体連陸上競技大会 現場実習
11月	文化祭 防災避難訓練 学校間交流（三輪崎小） 居住地校交流	文化祭 防災避難訓練	文化祭 防災避難訓練 先輩の話を聞く会 学校間交流（くろしお学園） 現場実習
12月	いじめアンケート 全校活動 クリスマス会	いじめアンケート 全校活動 クリスマス会	いじめアンケート 全校活動 クリスマス会 現場実習
1 月			生徒会交流（はまゆう支援学校） 現場実習
2 月	居住地校交流 お別れ遠足	マラソン大会	マラソン大会 現場実習 お別れ会
3 月	卒業式 いじめアンケート お別れ会	卒業式 いじめアンケート お別れ会	卒業式 いじめアンケート

※太字は、教職員対象

#### (4) 早期発見・早期対応のあり方

##### ①日頃の情報収集の充実

- 1) 各教職員は日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 2) 休み時間・放課後の児童生徒との雑談や連絡帳等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- 3) 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 4) 保健室を利用する児童生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- 5) 休み時間や昼休みの校内巡視等において、児童生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

##### ②定期的なアンケートの実施

年3回（7月・12月・3月）の定期的なアンケート調査を実施する。

##### ③教育相談の充実

- 1) 児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 2) スクールカウンセラー等による相談室の利用を促し、また、電話相談窓口についての周知を徹底する。
- 3) 学校における教育相談が、児童生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

#### (5) いじめ問題への対応

いじめへの対応は、校長を中心として教職員全員の一致協力体制で臨む。

いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し、組織的に対応する。

##### ① 情報を集める

学級担任等、養護教諭

- 1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- 2) 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 3) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童生徒の目に触れないよう、聞き取りの

場所、時間等に慎重な配慮を行う。

- 4) いじめた児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 5) 得られた情報は確実に記録に残す。
- 6) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

## ② 指導・支援体制を組む

### 1) 組織で対応

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

### 2) いじめられた児童生徒・保護者への支援

- ・ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめられた児童生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 家庭訪問（学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

### 3) いじめた児童生徒・保護者への指導、助言

- ・ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ 家庭訪問（学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめる児童生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合

は、所轄警察署等とも連携して対応する。

- ・いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### 4) 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無

- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

#### 5) 観衆・傍観者に対する指導

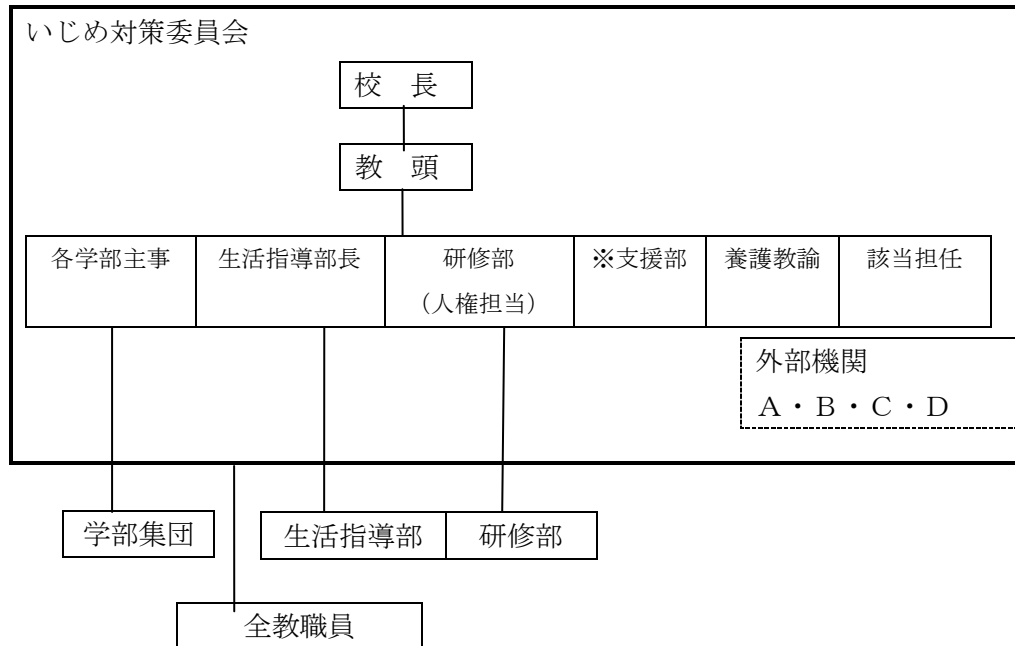
- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

### (6) いじめ対策委員会の設置

#### 1) いじめ対策委員会の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 2) いじめ対策委員会の組織及び機能略図



※支援部については、必要に応じて情報提供をお願いする

外部機関

A ; 学校評議員

B ; 青少年相談センター、警察署、児童相談所

C ; スクールカウンセラー、学びの丘（教育相談）、校医等

D ; 学童

※B・C・Dは必要に応じて

### (7) 重大事態への対処

#### 1) 重大事態

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする

- ・一定期間、連続して欠席している場合

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時も重大事態が発生したものとする。

## 2) 対処

### ①事実関係を明確にするための調査を行う。

- ・いじめ対策委員会を中心に、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情、児童生徒の人間関係、学校・教職員の対応等客観的な事実関係を調査する。
- ・いじめられた児童生徒から事情聴取が可能な場合は十分な聞き取り調査を行う。
- ・いじめられた児童生徒から聞き取り調査が不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し調査に着手する。

### ②いじめを受けた児童生徒及び保護者へ事実関係等必要な情報を適切に提供する。

- ・情報の提供にあたっては適切な方法で、経過報告も行う。
- ・関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
- ・アンケート等については、いじめられた児童生徒又は保護者に提供する場合があることをあらかじめ調査対象となる児童生徒・保護者に説明をする。

### ③重大事態が発生したことを県教育委員会に報告するとともに、関係機関と適切な連携を図る。

## ※「取組内容の点検・評価」について

いじめ防止等について、『「いじめ問題への取組について」のチェックシート』を利用して確認するとともに、いじめ対策委員会組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。